

東アジア3カ国獣医師会（日本獣医師会・大韓獣医師会・台湾獣医師会）による獣医学術交流の推進に関する覚書が調印される

平成30年1月6日に台湾国高雄市で開催された第46回台湾 Veterinary Day 祝賀年次大会において、「日本獣医師会、大韓獣医師会及び台湾獣医師会による獣医学術交流の推進に関する覚書」の調印式が行われた。

本覚書の調印については、昨年8月28～31日、韓国仁川広域市のソンド・コンベンシアにおいて開催された第33回世界獣医学大会の際、ジョンソン・チャン次期世界獣医師会会長同席の下、本会の藏内勇夫会長、台湾

のチェン・パイチェン会長及び韓国のキム・オッキョン会長の3者による、東アジア3カ国による獣医学術交流に関する合意がなされたことによる。

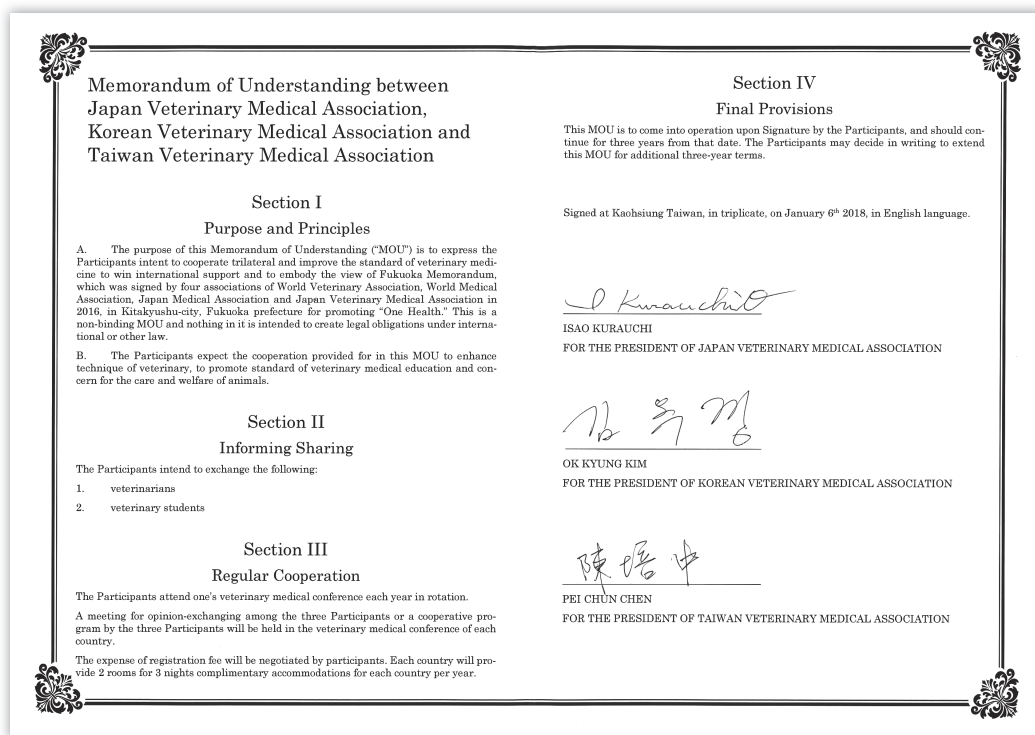
藏内会長は、本調印式に参加できなかったことから、予め覚書に署名を行った上で、酒井副会長が代理で出席した。大韓獣医師会からは許周衡副会長、台湾獣医師会からは陳培中会長が署名を行った。



図1 調印式で藏内会長代理として挨拶を行う酒井副会長



図2 覚書の調印
左は韓国許周衡副会長、右は台湾陳培中会長



東アジア3カ国における獣医学術交流の 推進に関する覚書

日本獣医師会、大韓獣医師会及び台湾獣医師会の覚書

Section I

目的と原則

A. この覚書の目的は、調印に同意した者(以下「同意者」という.)の、相互の協力、獣医学水準の向上及び国際支援に資すること並びに2016年、福岡県北九州市において“**One Health**”の推進のために世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者により調印された「福岡宣言」の考え方を具体化することである。この覚書は、拘束力を持つものではなく、国際法又はその他の法律による法的義務を生じさせることを意図するものではない。

B. 同意者は、獣医学術の発展、獣医学教育の基準の推進及び動物の福祉と愛護に対する関心を高めるために本覚書に定めた協力を実施することを期待する。

Section II

情報の共有

同意者は、以下の交流を行うこととする。

1. 獣医師
2. 獣医学生

Section III

定期的な協力

同意者は、毎年に取り回りで各同意者が開催する獣医学大会に参加する。

各国の獣医学大会においては、同意者3カ国による意見交換会又は合同プログラムを開催する。

登録に関する費用は、同意者が協議する。それぞれの国は、各国に2部屋3泊の宿泊を無償で提供する。

Section IV

最終章

この覚書は、同意者の調印をもって有効とし、調印日から3年間有効とする。同意者は、書面によりこの覚書をその後3年間を期間として延長することができる。

2018年1月6日、台湾国高雄市において英文により調印された。

日本獣医師会 会長 藏内 勇夫

大韓獣医師会 会長 OK KYUNG KIM

台湾獣医師会 会長 PEI CHUN CHEN